



2023年10月14日
第48号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

エンゲージメント調査...これって労働時間では？

ストレスチェックと同時にエンゲージメント調査が初めて職場で行われたと思います。しかし、エンゲージメント調査は**任意で自分の時間**での回答なのに、一部職場では、職場の管理者から「〇〇さんやってないよね？回答して下さい」。さらに業務用メールにて JEPS から回答していないので回答を催促するメールが届いていることが判明しました。これは本当に任意での回答と言えるのでしょうか？



任意回答であるのに、**回答するように**業務用メールに催促のメールが届く。また**管理者からも催促**される。⇒回答するまで終わらない。



ストレスチェックは、企業側は法的な実施義務がありますが、労働者は実施する義務はありません。拒否することも可能です。拒否する労働者に対して、企業側は勧奨することは可能です。しかし、エンゲージメント調査にはストレスチェックのような法的根拠が何もないのに回答を促すのは**労働時間**に該当するのではないのでしょうか？

JR東労組に結集し、声を挙げて労働条件改善を勝ち取ろう！